

令和5年5月2日

保護者 様

北海道津別高等学校長 太 田 徹

5類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について
新緑の候 ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

また、日頃より本校の教育活動に対し、ご理解とご協力をいただきお礼申し上げます。
さて、5月8日より、新型コロナウイルス感染症が5類感染症へと移行することとなり、
「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」が改正されましたので、要点をまとめてお知らせします。

記

1 学校における新型コロナウイルス感染症対策の考え方について

○ 新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行後においても、

- ・ 家庭との連携による児童生徒の健康状態の把握
- ・ 適切な換気の確保
- ・ 手洗い等の手指衛生や咳エチケットの指導

といった対策を講じることが、引き続き重要である一方で、感染状況が落ち着いている平時においては、これ以外に特段の感染症対策を講じる必要はないこと。

これまでもお示ししているとおり、学校教育活動においては、マスクの着用を求めないことが基本となること、また、学校給食の場面においては、「黙食」は必要ないこと。

○ 地域や学校において感染が流行している場合などには、活動場面に応じて、

- ・ 「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えること。
- ・ 児童生徒間に触れ合わない程度の身体的距離を確保すること等の措置を一時的に講じることが考えられること。

2 学校における出席停止措置の取扱いに関する留意事項

○ 新型コロナウイルス感染症への感染が確認された児童生徒等に対する出席停止の期間は、「発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで」を基準とすること。

○ 出席停止の解除後、発症から10日を経過するまでは、当該児童生徒に対してマスクの着用を推奨すること。その際、児童生徒等の間で感染の有無やマスクの着用の有無によって差別・偏見等がないよう、家庭とも連携しながら適切に指導を行うこと。

3 濃厚接触者の取扱いについて

○ 令和5年5月8日以降は、濃厚接触者としての特定は行わないので、次の場合であっても、感染が確認されていない者については、直ちに出席停止の対象としないこと。

- ・ 同居している家族が新型コロナウイルス感染症に感染した児童生徒等
- ・ 学校で新型コロナウイルス感染症の患者と接触があった児童生徒等のうち、感染対策を行わずに飲食を共にした者

児童生徒等の健康観察

- ① 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合などには登校しないことの周知
・呼び掛け発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、児童生徒等及び教職員とも、無理をせずに、自宅で休養することが重要です。そのためには、児童生徒等の保護者に対して周知・呼び掛けを行い、理解と協力を得ることが不可欠となります。

その際、新型コロナウイルス感染症の症状とアレルギー疾患等の症状を区別することは困難な場合もあることから、軽微な症状があることを以て、登校を一律に制限する必要はありません。

- ② 児童生徒等の健康状態の把握

家庭との連携により、児童生徒等の健康状態を把握することが重要です。その際、児童生徒等の体温を毎日チェックさせ、学校に提出させるといった取組は不要です。

また、児童生徒等の健康状態を効果的に把握するため、I C T等を活用することも考えられます。

- ③ 児童生徒等に発熱等の症状が見られた場合の対応

児童生徒等に発熱等の症状が見られる場合には、安全に帰宅させ、症状がなくなるまでは自宅で休養するよう指導します。また、受診を勧め、受診状況を保護者から聴き取り、状況に応じた対応をします。

その際、児童生徒等本人や保護者の意向に基づかず、医療機関での検査や検査キットによる自己検査を求めることのないようにしてください。これは、教職員についても同様です。